

お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。

the Heartful OAG

Vol. 233 2024.9



太田孝昭が語る
元気になる言葉・春夏秋冬

利便性の追求＝革新

特集

経営者のリスクを数値化する方法
会社の経営者を取りまくリスクに
備えて



コーポレートサイトで
PDFファイルを
ご覧いただけます

元気な
経営の
ワンポイント!

太田孝昭が語る

元気になる言葉

春夏秋冬



利便性の追求=革新

我が国の景気は良いのか、悪いのか。先行きは明るいのか暗いのか。

本当によくわからないけれども、昨日今日は特に大きく変わることなく、平穏と言えば平穏に、小さな問題はあちこちに発生しているものの、それも何とかしながら会社は経営できているというのが実感です。

さて、経営にとって日常業務をきちんと行うことは基本中の基本ですが、経営者は明日の日常業務を創り出す必要があります。日常業務は日々陳腐化にさらされ、商品も日々陳腐化にさらされています。進歩がなければ、革新がなければ少しずつ置いていかれます。

ではどうするのか? 「兎に角、お客さまの利便性を追求する。」これしか方法がないんです。

ではどうすればよいのか? お客さまを好きになることです。お客さまを好きになれば、お客さまの事が自分事になります。仕事が自分事になれば、必ず利便性を追求します。そこに進歩と革新の種が生まれます。この種をチームで共有し、会社で共有しているうちに業務は進化し、新しい業務を創り出してくれます。これこそ革新です。この進歩、革新の歩みは目に見えるほど速くありませんし、地味な努力が必要です。この様な事ができる会社をよい会社と言うのでしょうか。

さらに言えば、日々の変化は見えません。しかし、動き続けています。世の中の潮流は静かに蛇行しながら、向かうべき方向へ向かっています。

この向かうべき方向に会社の方向を向けるのが、経営者の仕事です。そのためにも、お客さまの利便性の追求は必須です。お客さまのニーズは、会社の未来を指し示してくれるからです。



お取引先様紹介

基調講演 (2024年8月6日)

立て直しを図る時期に 取り組んだことが現在の基盤に



講師プロフィール
株式会社ヒュープロ
代表取締役

山本 玲奈 さま



1993年生まれ、慶應義塾大学 法学部法律学科卒業。
インドネシア・アメリカなど、18年の海外生活を経て、大学生時代の司法試験の勉強やビジネスコンテストへの出場をきっかけに、2015年11月、株式会社ヒュープロを設立。「アジアを代表する会社を作る」というビジョンの実現に邁進するとともに、女性起業家を増やす活動にも力を入れている。

今回、社内向けの基調講演としては5回目となり、士業・管理部門の採用支援サービスを展開されているヒュープロの山本さまにお越しいただきました。「**アジアを代表する会社を作る**」というビジョンを掲げられており、実際に起業を志された時期から現在に至るまでのさまざまな貴重なエピソードを交えながら、ご講演いただきました。



まず、幼少期から海外での生活が長かったということで、日本に対する憧れが強く、特に日本のさまざまな製品や食べ物を魅力的に感じられていました。一方、ニュースでは日本経済のネガティブな情報を見聞きすることも多くあり、非常に残念な気持ちになるとともに、「何とかして少しでも何か日本の役に立つことがしたい」というご自身の強いお気持ちが徐々に大きくなっていき、それが結果的に起業の道に進むきっかけになっていったとのことでした。

実際に創業してからの数年間は、さまざまな困難があったということで、その後の立て直しを図る時期には25歳以下のメンバー5名のみとなったものの、その際に取り組んだことが現在の基盤になっているようです。具体的には、「達成目標の共有・理解」「各メンバーの強みを生かした役割分担」「規律とポリシーの浸透」に取り組まれました。

現在においては、成長期となっているものの、さらなる成長のためにはさまざまな課題を解決していく必要があるとのこと、例えば「管理職の育成」「企業理念の浸透」などにも着手されているそうです。その他には、ご自身の経験をもとに、女性起業家や学生企業家の方々をご支援される活動もなさっています。

また、後半部分では「士業の未来についてどう思いますか?」という問いに対して「日本の経営を支える、日本経済のキーマンです。」という有難いコメントもいただきました。

ご講演全体を通じて、とても情熱にあふれていて、終始にわたって聴講している側が心を惹きつけられるような雰囲気となり、今回もオンライン参加を含めて400名以上の当社グループのメンバーにとって貴重な機会となりました。



左: 太田 隆介 (株式会社OAGコンサルティンググループ 社長)
右: 平田 実 (OAG税理士法人 代表社員)



株式会社ヒュープロ



所在地: 東京都渋谷区道玄坂2-16-4
野村不動産渋谷道玄坂ビル4階/6階
設立: 2015年11月19日
資本金: 397,337,500円 (資本準備金含む)
従業員数: 75名

経営者のリスクを数値化する方法

会社の経営者を取りまくリスクに備えて

会社に起こりうるリスクは年々多様化してまいりました。会社を家庭に例えると経営者は大黒柱である親にあたります。家庭の大黒柱は多様なリスクに備えるために、保障など家族のためにさまざまな準備をします。しかし会社の経営者はその準備が十分でない場合があります。大きな原因は家庭の保障リスクは具体的な数値化が容易なのに比べて、会社のリスクは具体的な数値で表すことが困難であるからです。会社に起こりうるリスクの具体的な数値の目安となるのが「標準保障額」です。

今回はそのなかでも経営者自身に起こる可能性のあるリスクをどのようにカバーしていくのか、どのくらいカバーしておけばいいのかを数値化する方法についてご説明いたします。



株式会社OAGコンサルティング
リスクマネジメントサポート室
高川 亮恵



1.標準保障額とは

経営者が死亡または就業不能で不在になると、売上低下や社長不在による会社の信用低下などから、さまざまなリスクが想定されます。

- 顧客が離れるリスク
- 取引関係が変更になるリスク
- 資金調達のリスク
- 従業員が退職するリスク
- シェアを奪われるリスク
- 経営者の家族の生活費が不足するリスク

経営者に不測の事態が起こったときにあらゆるリスクを想定し、会社の経営・財務状況や業種などのデータに基づいた会社ごとのリスク額を算定し、そのリスクに備える保障を準備する必要があります。その目安になるリスク額が「標準保障額」です。

よく会社の経営者から加入している保険について、「この保険の保障額は適正なのか？保障内容はこれでいいのか？」という質問を受けます。家庭であれば、その家族環境を知ればだいたいの判断は容易です。しかし会社となるとそう簡単ではありません。会社それぞれの状況や事情があります。経営者が加入している保険については、その会社の状況や事情をしっかりと把握しなければ「保障額・保障内容が適正か？否か？」の判断はできません。

2.標準保障額の算出方法

「標準保障額」を計算する方法については、以下が詳細になります。図1を参照

I 企業防衛のための資金の内訳 (①～⑤)

① 運転資金 = 月間固定費 (人件費+固定費) × 必要月数

※必要月数の考え方

- 後継者の経営関与度合いが高い (売上への影響が限定的) …比較的短期に設定 (例: 3カ月)
- 後継者の経営関与度合いが低い (大幅に売上が減少) …比較的長期に設定 (例: 12カ月)
- 後継者がいない (会社清算) …会社清算までに最低限必要な期間を想定して設定 (例: 6カ月)

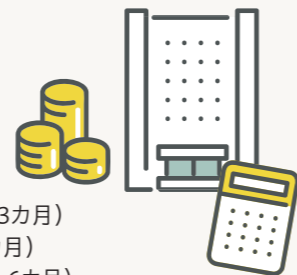
② 借入金返済資金 = 借入金残高 × 必要返済割合 (%)

短期借入金…1年以内に返済期日が到来する借入
長期借入金…1年より後に返済期日が到来する借入

③ その他の負債 : 借入債務以外に支払い義務のある債務
(未払金、未払費用、未成工事受入金、リース残高)

④ 現金化可能な資産 : すぐに現金化可能な資産、流動資産の中でも換金性の高い資産

⑤ 納税準備資金 = (① + ② + ③ - ④) / (1 - 法人税等実効税率) - (① + ② + ③ - ④)



II 経営者の家族を守るための資金の内訳 (⑥～⑧)

⑥ 役員退職慰労金 = 報酬月額 × 在任年数 × 功績倍率

(功績倍率のモデルケース: 会長2.8、社長3.2、常務2.6、取締役2.0)

⑦ 功労加算金 = 役員退職慰労金 × 0 ~ 30%

⑧ 弔慰金 = 報酬月額 × 6カ月分 (業務外の死亡) × 36カ月分 (業務上の死亡)

「標準保障額」は、「I 企業防衛のための資金」+「II 家族を守るための資金」で計算可能です。ぜひ一度「標準保障額」の計算をしてみてくださいいかがでしょうか？

図1 標準保障額の算出方法

標準保障額 I + II	死亡保障	重大疾病保障	身体障がい保障
	5,240 万円	4,940 万円	4,940 万円
大同生命 既加入保険金額	0 万円	0 万円	0 万円
I 企業防衛のための資金 (企業防衛準備資金)	①+②+③-④+⑤		
	2,860 万円		
① 運転資金	900 万円	月間固定費 150 万円 × 必要月数 6 カ月	
② 借入金返済資金	3,000 万円	借入金額 3,000 万円 × 返済割合 100 %	
③ その他の負債	0 万円		
④ 現金化可能な資産 (減算項目)	2,000 万円		
⑤ 納税準備資金	960 万円	$\frac{①+②+③-④}{1-33.58\%} - \frac{①+②+③-④}{1}$	
II 家族を守るための資金 (役員退職慰労金準備資金)	⑥+⑦+⑧		
	2,380 万円	2,080 万円	2,080 万円
⑥ 役員退職慰労金	1,600 万円	報酬月額 50 万円 × 在任年数 10 年 × 功績倍率 3.2	
⑦ 功労加算金	480 万円	役員退職慰労金 1,600 万円 × 功労加算率 30 %	
⑧ 弔慰金	300 万円	報酬月額 50 万円 × 6 カ月	

3.標準保障額を知ること

標準保障額を知るとは、会社の経営者の加入している保険の保障額が適正なのか？どうかのひとつの目安になります。もし「標準保障額」よりも保障が多ければ、保険を減らす検討をすることも考えられます。逆に保障が足りなければ、保険を増やす検討をしましょう。いずれにしても会社の経営者に不測の事態が発生したときも安心できます。毎回支払う保険料についても納得感をもって支払うことができます。標準保障額の計算は簡単です。一度トライしてみてください。



※大同生命資料《第0の壁》参照

標準保障額のことなら

OAGコンサルティング リスクマネジメントサポート室 にお任せください!

「標準保障額」を算定し、安心への備えを万全にしませんか？

OAGコンサルティング リスクマネジメントサポート室までお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】(株)OAGコンサルティング Tel. **03-3237-8008**



“人事労務お知らせ便”

～OAGから現場に役立つ情報をお届けします～



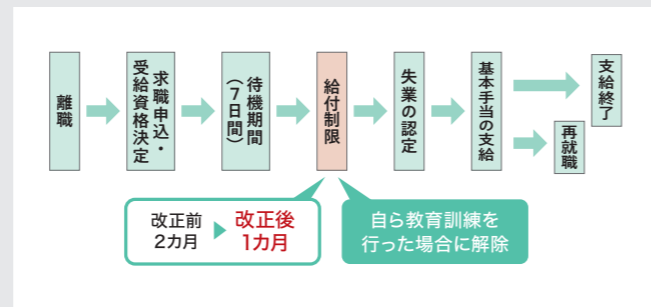
2025年より雇用保険法が変わります

今年5月10日、改正雇用保険法が成立しました。この改正では、多様な働き方へ対応することを目的に、被保険者の適用拡大や給付金の創設などが行われます。今回は、2025年以降の改正雇用保険法の中から、皆さまへの影響が大きいと思われる内容についてご紹介します。

自己都合離職者の失業給付制限短縮 (2025年4月施行)

雇用保険の基本手当では、正当な理由なく自己都合で離職した労働者に対して「労働の意思が無い」と解釈されるため、原則2カ月間の給付制限があります。しかし最近では、転職を目的として、働く意思を持つ自己都合離職者も増加しています。そこで、転職を目指す人が安心して再就職活動を行えるよう、**2025年4月から失業給付制限期間が1カ月へ短縮**されます。ただし、5年間で3回以上の自己都合離職の場合は給付期間が3カ月に、更に離職期間中や離職日前1年以内に教育訓練給付制度を利用した場合には給付制限が解除されます。

基本手当の受給手続きの流れ (正当な理由のない自己都合離職者)



出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設 (2025年4月施行)

「出生時育児休業給付」、「育児休業給付」に加え、新たに「**出生後休業支援給付**」と「**育児時短就業給付**」が創設されます。

出生後休業支援給付

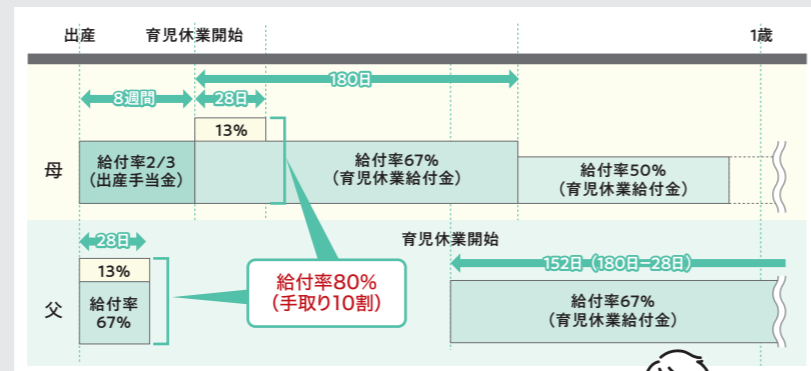
2025年4月1日以降、男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内に、両親ともに14日以上の子育て休業を取得すると最大28日間、休業開始前賃金の13%の額が支給されます。

既存の育児休業給付に出生後休業支援給付が追加されることで、休業開始前賃金の80%の額が支給され、社会保険料の免除を合わせると手取り額が休業前と変わらなくなります。

育児時短就業給付

現在、育児による時短勤務で賃金低下した人への給付制度はありません。このため、**時短勤務が2歳未満の子の養育のためである場合、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給する「育児時短就業給付」**が創設されます。なお、給付金は賃金額と給付額の合計額が時短勤務前の賃金を超えない範囲で支給されます。

育児休業給付の給付イメージ



高齢雇用継続給付の支給率の縮小 (2025年4月施行)

高齢者雇用継続給付は、被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の人で、賃金が60歳時点の75%未満となった場合に、賃金の15%を支給する制度です。2025年4月より、この給付額が60歳以後の各月の賃金の15%から10%へ縮小されます。

育児休業給付の延長における審査の厳格化 (2025年4月施行)

育児休業給付金は、原則として、子が1歳に達する日までの休業期間に支給されます。しかし、子が1歳に達した日の後の期間であっても、**保育所などへの入所申込をしたが当面入所できない場合は、1歳6カ月または2歳に達する日までの延長が例外的に認められています。**

これまで、延長の確認は市区町村発行の入所保留通知書などで行っていました。2025年4月より更に申込時の写し、保育所までの通所時間や内定辞退の理由の申告書も必要になります。

	改正前	改正後
要件	保育所などの入所申込をしたが、当面入所できない場合	【改正前要件に加えて】 申込みの内容が、速やかな職場復帰を希望していると公共職業安定所長が認める場合 →申込み先の保育所などが、合理的な理由なく自宅、勤務地からの遠隔地のみになっていないこと →申込みにあたり、入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っていないこと
確認書類	自治体の発行する入所保留通知書	【改正前確認書類に加えて】 ・本人が記載する申告書 ・自治体に行う保育所などの入所申込書の写し



雇用保険の適用要件の拡大 (2028年10月施行)

これまで週所定労働時間「20時間以上」の労働者が対象でしたが、**2028年10月より「10時間以上」と**広がります。

また、それに伴い他の基準も併せて変更になります。
※「継続して31日以上雇用が見込まれること」については変更なし



	改正前	改正後
週所定労働時間	20時間以上	10時間以上
被保険者期間の算定基準	どちらかを満たした場合に1月とカウント ①賃金支払の基礎となった日数が11日以上 ②賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上	どちらかを満たした場合に1月とカウント ①賃金支払の基礎となった日数が6日以上 ②賃金支払の基礎となった時間数が40時間以上
失業認定基準	1日の労働時間が4時間未満の場合は労働していても失業日と認定	1日の労働時間が2時間未満の場合は労働していても失業日と認定

施行期日について (一覧) 【雇用保険法等の一部を改正する法律 (令和6年法律第26号) 等】

施行期日	改正内容
令和6年(2024年)10月1日	○教育訓練給付金の給付率引上げ (受講費用の最大70%→80%)
令和7年(2025年)4月1日	○自己都合退職者が、教育訓練等を自ら受けた場合の給付制限解除 ○就業促進手当の見直し (就業手当の廃止及び就業促進着手当の給付上限引下げ) ○育児休業給付に係る保険料率引上げ (0.4%→0.5%) 及び保険財政の状況に応じて保険料率引下げ (0.5%→0.4%) を可能とする弾力的な仕組みの導入 ○教育訓練支援給付金の給付率引下げ (基本手当の80%→60%) 及び当該暫定措置の令和8年度末までの継続 ○雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例、地域延長給付の暫定措置の令和8年度末までの継続 ○「出生後休業支援給付」・「育児時短就業給付」の創設 ○高齢雇用継続給付の給付率引下げ (15%→10%)
令和7年(2025年)10月1日	○「教育訓練休暇給付金」の創設
令和10年(2028年)10月1日	○雇用保険の適用拡大 (週所定労働時間「20時間以上」→「10時間以上」)



多様な働き方を支えるという点において、今回の改正は労働者にプラスになる面が多いものと感じます。その反面、労務担当者にとっては管理や手続きの負担が増すことも予想されます。施行後に慌てることのないよう事前に改正点を確認して備えておくことが大切です。

参考資料：第196回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40671.html

OAG社会保険労務士法人では、人事・労務相談全般をお受けいたします。お気軽にお問い合わせください!

OAG社会保険労務士法人 Webサイト



詳しくは WEB版で



相続税の申告は
「チーム相続®」にお任せください！

3つの特徴

チーム 相続®

- ☑ 相続税、贈与税 に特化した税理士
- ☑ 常に複数の目でチェックする チームワーク体制
- ☑ グループならではの、あらゆる課題を解決する 専門家集団

Theme

▶ 遺産分割協議がまとまらない場合の相続税申告



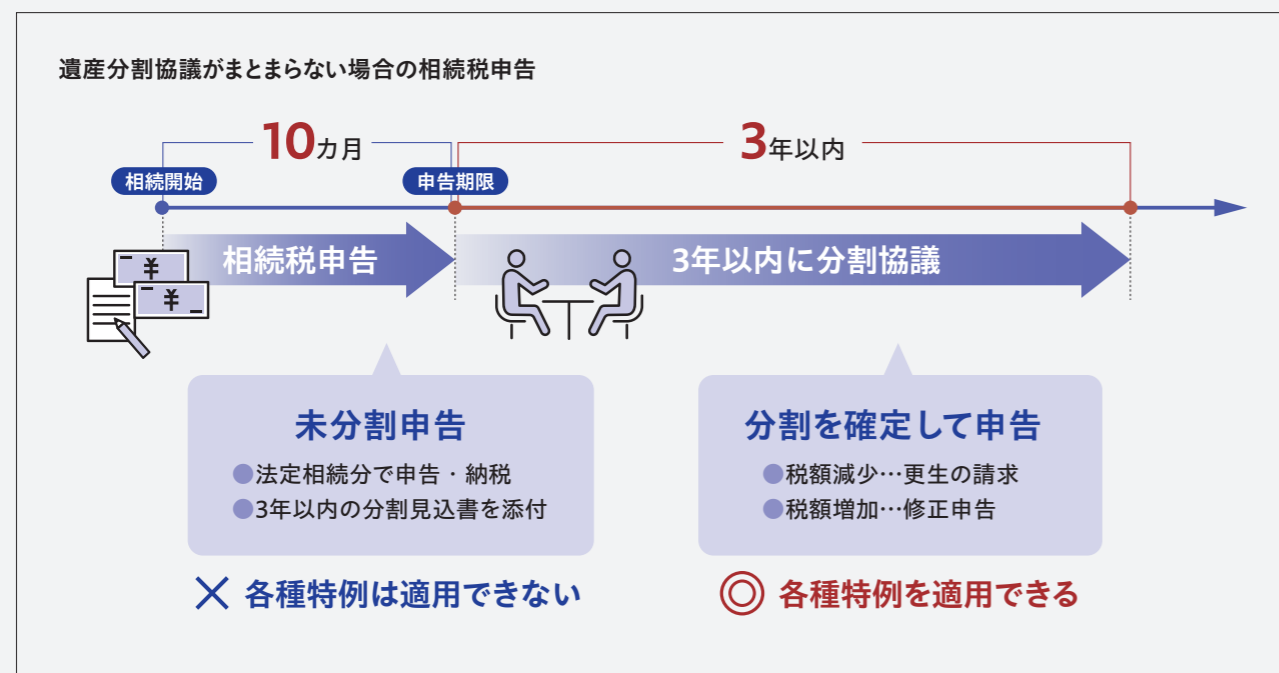
Q 先日、父が亡くなりました。相続人は母と私と弟の3人です。以前から家族間の折り合いが悪く、遺産の分け方でもめています。もし、遺産の分け方が決まらないまま相続税の申告期限（亡くなったことを知った日の翌日から10カ月以内）を迎える場合、相続税申告は必要でしょうか？

A 相続税申告をせずに相続税の申告期限を過ぎた場合、無申告加算税や延滞税が発生します。そのため、たとえ相続税の申告期限までに遺産分割協議がまとまらなかったとしても、**相続税の申告と納税は必要**です。その場合は、**相続人が民法の規定による法定相続分で遺産を分割したと仮定して相続税額を計算して申告**することとなります。この申告を**未分割申告**といいます。

未分割申告の場合、**相続税申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出**します。この書類を提出することで、当初の申告後に遺産分割協議が確定したときに、一定の期間内であれば**実際の遺産分割の割合で申告をやり直す**ことができます。

なお、**当初の未分割申告においては次の特例は使うことができない**ため注意が必要です。

- ・配偶者に対する相続税額の軽減
- ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
- ・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例
- ・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例



ご相談につきましては
OAG税理士法人までお問合せください。

チーム相続



OAG BOOKSHELF

いまを伝える OAGの書籍ガイド

OAGの書籍のご紹介。お金や不動産の贈与について、50のQ&Aで専門知識のない方にもわかりやすく解説！



お互いの想いが通じる贈与のために！

贈与 手続き・申告シンプルガイド



- 発売日 2023.7.25
- 著者 OAG税理士法人 編著
- 発行 一般財団法人 大蔵財務協会
- 価格 2,640円（税込）

詳細はコチラ

国税庁の公表（令和4年12月）によると、令和3事務年度（令和3年7月～令和4年6月）に行った贈与税の税務調査で申告漏れなどの非違があったもののうち、83.1%が無申告によるものでした。無申告が多い要因は、贈与税が発生することを意識せずに贈与を実行した方や、贈与があったとみなされることを知らずにお金や不動産のやりとりを行ってしまった方が多いためと考えられます。不動産の名義を他の親族に変更する、高価なモノを低額で譲渡するなどの行為は、贈与税の課税対象になるという意識が低くなりがちです。気づかず手続きを進めてしまい、思わぬ課税を受けたという方もいらっしゃいます。

また、最近の傾向として、インターネット上の情報をよく理解しないまま手続きをしてしまったり、税理士に相

談せずに手続きを進めてしまう方が多く見受けられます。贈与税の申告及び納税の期限は、贈与を受けた翌年の3月15日ですが、この期限を過ぎると使えなくなってしまう特例もあります。定められた要件の一つでも満たさないと特例が使えないため、贈与を受ける方は、制度を正しく理解したうえで手続きを行う必要があります。

令和5年度の税制改正では、「相続税と贈与税の一体課税」の実現のため、贈与税について大きな改正が行われました。この改正は、令和6年1月1日以降の贈与に適用されます。一つは、暦年課税の相続前贈与の加算期間の3年から7年への延長です。もう一つは、相続時精算課税の使い勝手をよくするための基礎控除額110万円の創設です。長期

的には早期の贈与を促進する効果をもつものと思われます。

こうした大きな制度改正があるものの、贈与が成立する民法上の要件は変わりません。民法上、贈与の成立には、贈与者と受贈者で贈与の意思が合致すること、受贈者が贈与財産を管理支配することが必要不可欠です。この要件を欠くと、贈与はそもそも成立しません。また、税法上のみなし贈与に該当するケースにも変わりはないため、こちらにも注意が必要です。

本書では、これから贈与をする方や贈与を受ける方を中心に、贈与税にまつわるよくある事例を確認いただけるよう4つのパートで構成しました。事例は、日常生活の素朴な疑問や住宅関連の贈与などを取り上げています。

OAGの

OAG監査法人
マネジャー

永井 重徳 (公認会計士)

SHIGENORI NAGAI

専門スキルとヒアリング力の両軸で、 お客さまのニーズを顕在化

専門家になったきっかけは？

高校時代に、プロフェッショナルな仕事に就きたいという漠然とした思いはありましたが、明確な答えはなく、その後、大学の商学部へ進学することになりました。大学では会計学・簿記に触れる機会があり、また会計士・監査業務とはどういうものか、ビジネスの世界における会計数値の重要性を学んだことにより、さらには周辺のコンサル業務などへの憧れが大きくなり、公認会計士を目指すようになりました。

現在の業務では、会計監査と非監査業務を半々の割合で従事しています。会計監査は主に上場会社、IPO準備会社が多く、非監査業務は内部統制の構築支援などのコンサル業務、お客さまが企業を買収する際の財務デューデリジェンスやValuationなどのFAS業務に関与させていただいています。また非監査業務ではグループ内の他法人との連携もあり、日々楽しくやらせていただいています。

知見やスキルなどを高めるために、何か特別な取り組みは？

私自身のベースとなるのは、やはり会計監査であり、そこで身に付けた知識や経験を基盤として、周辺分野のスキルを高めて



匠の武器

会計監査および周辺分野のスキルと、徹底したヒアリングでお客さまの課題を顕在化すること

います。特にM&A関連業務や内部統制支援、会計指導などを主軸として、そこで得た経験を会計監査へ循環するイメージで取り組んでいます、そうすることにより、会計監査・非監査業務それぞれのお客さまへ高品質・高付加価値なサービスを提供できるようにと思っています。

常に心がけていることは？

主に二つのことを心がけています。一つ目は、ソフトスキルの向上です。どんな仕事でもコミュニケーションは重要であり、折角の専門スキルがあってもコミュニケーションが疎かになってしまうと仕事の成果が台無しになってしまうことがあると思います。

特に、「伝える力」と「ヒアリング力」は重要だと思っています。バックグラウンドの異なるお客さまと会話する際には、説明の仕方を工夫するようにしています。伝えたいことの100%を伝えることは無理ですので、ポイントを絞って伝えるようにしています。

「伝える力」より重要だと思っているのが、「ヒアリング力」です。我々は会計の専門家ではありますが、お客さまの実情についてはお客さまの方が詳しいため、「ヒアリング力」は必須です。現状の把握・事実関係の整理、そこから問題点・課題を洗い出し、

その解決方針をお客さまと一緒に策定していくこと、お客さまが納得感をもって進めていくことが重要であると思っています。

二つ目は、上記の「ヒアリング力」からの派生でもあるのですが、違和感を覚えた際には深掘りをするということです。今までの経験上、そこにはお客さまの課題やニーズが潜在的に存在していることが多いからです。そのため腹落ちするまでお客さまにじっくりヒアリングすることが多々あります。

その結果、お客さまの経営陣が見過ぎていたようなこと、薄々勘付いていたが見て見ぬふりをしていたことを議論の遡上にあげることができ、案件の推進力が生まれてくるとしています。

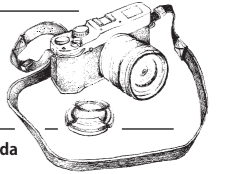
OAGグループ内には、多様な士業の方たちがいますが、お客さまのさまざまなニーズに応えられるそうした精鋭たちと法人間で横の連携を深めていき、お客さまの期待以上の価値をご提供できるように業務を進めていけたらと思っています。

【お問合せ先】
OAG監査法人
Tel. **03-6265-6598**

安のカメラ紀行

小田原紀行

Photo by Yasuyoshi Wada



小田原城下に紫陽花が綺麗に咲いているとのニュースを見て初めて小田原に行ってきました。昔から伊豆半島や箱根へ車で行く時は、東名高速道路から小田原厚木道路を通り、小田原を横目でスルーして行くルートばかりでした。また東海道線や小田急線に乗っても降りることはなく通過するばかりでしたので、一度は訪ねてみたいという思いを、今回やっと実現することが出来ました。

小田原駅に着くと駅構内と隣の「ミナカ小田原」という小田原新城下町をコンセプトとした複合商業施設の中庭に二宮金次郎の銅像がありました。彼は小田原で生まれ育ったということです。そう言えば僕の出身の山梨の片田舎の小学校でも薪を担ぎながら読書をしている二宮金次郎像がありました。そこで二宮金次郎像がなぜ小学校の傍らに建てられたのかを調べてみました。二宮金次郎像は、第二次世界大戦前に全国の各小学校に建立されました。国が金次郎の勤勉・儉約の精神を教育の象徴としたかったためと思われる。少なくとも全国の1万の小学校に二宮金次郎像があるようです。ただ、老朽化や学校立て直しなどに伴い、二宮金次郎像が撤去されているといます。その背景には、「児童の教育方針にそぐわない」「子どもが動く姿を勧めることはできない」「戦時教育の名残という指摘」「歩いて本を読むの



▲二宮金次郎夫婦像



▲ミナカから望む小田原城

は危険」という声があります。昨今のナガスマホが許されているのも金次郎の像の影響もあるかもしれない?!ということです…。ミナカ小田原を後にして、一路小田原城へ向かいました。お濠をぐるりと廻り、幾つかの門を潜った後、天守閣を目指して登城しました。

簡単に小田原城の歴史を紐解くと ◆1500年頃、北条早雲が小田原に進出し、以後、北条氏が5代約100年にわたって関東での勢力を拡大 ◆1590年、一夜城の築城をはじめ

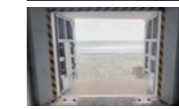
とする秀吉の小田原攻めにより北条氏は滅亡 ◆1870年(明治3年)に廃城となり、1872年までに城内の多くの建物は解体された ◆1923年(大正12年)9月の関東大震災により御用邸のほか石垣もほぼ全壊し、江戸時代の姿は失われてしまった ◆1960年(昭和35年)5月には廃城以来90年ぶりに市民待望の天守閣



▲お濠と小田原城



▲天守閣と紫陽花



▲御幸の浜



▲御幸の浜

が復興された。そんな歴史に思いを馳せながら、3重4階の地上38.7mの天守閣まで、息を切らしながらも一気に登りました。天守閣からは丹沢山系、箱根山、伊豆・真鶴半島、伊豆大島を見ることが出来ました。今回の来訪はお城と紫陽花のコラボを撮ることでしたが、紫陽花の数も少なく花も旬を過ぎていたので、思い通りの写真を撮ることはできませんでした。こんな思いをするのも旅にはつきものなのです。次に向かったのは、御幸(みゆき)の浜です。西湘バイパス高架下のトンネルを抜けると相模湾の海岸線が広がっていました。昔は綺麗な砂浜だったようですが、今は波に侵食されて石ころだけの浜辺でした。しかし、大海原の向こうに伊豆半島と伊豆大島を望むことが出来ました。この海へ続くトンネルの闇と光り輝く海原を背景に写真を撮るのがインスタ映えすると有名になっているようです。帰り際、海岸近くの小洒落たカフェに立ち寄り、小田原産のイチゴが入ったアイス氷を美味しく頬張った後、かまぼこ通りを小田原駅まで歩いて帰路に着きました。



▲イチゴのかき氷



▲執筆:和田 安義

安の今月の一句



こちらの二次元コードを読み取っていただくと選りすぐりの旅の写真をご覧いただけます。

「紫陽花や 矢玉の跡に 耐え忍ぶ」



トピックス

オフィスで感じる夏の涼



日本の夏の風物詩といえ
ば風鈴です。今では見かけ
ることも少なくなりました
が、東京の市ヶ谷本店3階
の一角では風鈴台が設置
され、夏の風情を楽しむこ
とができます。35度を超
える猛暑日が続いていま
すが、涼やかな見た目がなん
とも心地よいです。

ご来社される方にひと時
でも涼を感じていただけれ
ば幸いです。

観葉植物の販売会開催

同じく東京・市ヶ谷本店3階で観葉植物の販売会が行
われました。オフィスのデスクに置いて楽しめるようなサ
イズから、大型の観葉植物まで多数販売されました。

これだけの種類と数の観葉植物がオフィスに揃う光景
はなかなか壮観でした。緑があるオフィスは、ストレスを
緩和するだけでなく、空気環境の快適性を向上させる
というメリットもあるそうです。



相続税コラム

「仏具を買うと相続税対策ができる」は要注意！ 有効的な対策と注意点

「先祖を供養するための仏具には、相続税は課税されないので節税対策になる！」
という話を耳にされたことはありませんか？ 仏具も相続財産に変わりはないのですが、
相続税を計算する際に、財産の総額に含める必要がない非課税財産とい
う扱いになります。しかし、仏具があまりにも高額で日常礼拝の対象と考
えにくい場合などは相続税が課税されることがあります。これから仏具
の購入を検討される方はぜひ参考にしてください。

詳しくはこちらから▶



“過剰すぎる”と
価値あるものと判断され、課税の可能性大



OAGコンサルティンググループの
最新情報はこちらをご覧ください



アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で10名様に
「OAGオリジナルボトル」をプレゼントいたします！

内容量120mlでコンパクトサイズですが、
喉を少し潤したい時や薬を飲む際のお供に最適です。
当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

ご回答はこちらから▶



AG OAGコンサルティング
グループ

本店

〒102-0076
東京都千代田区五番町6-2
ホームートホライゾンビル
TEL:03-3237-7500(代)
FAX:03-3237-7510



■発行人：グループ代表 太田隆介
■企画：グループ経営管理本部 マーケティング・コミュニケーション室
(里見晶、齋藤恭子、川島朋子、佐藤基哉)
■制作・印刷：株式会社 野毛印刷社

【お願い】ご住所等のお客様情報のご変更を希望される場合はお手数ですが、弊社
担当者にご連絡をお願いいたします。情報更新の上、発送させていただきます。

- 札幌
〒060-0001
北海道札幌市中央区北1条西8丁目2-39
ISM札幌大通4階
TEL：011-590-5174 FAX：011-590-5175
- 仙台（サテライトオフィス）
〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 10階CROSSCOOP内
TEL：022-209-5339
- 埼玉
〒350-1123
埼玉県川越市脇田本町13-5
川越第一生命ビルディング3階
TEL：049-265-8685 FAX：049-265-8687
- 千葉（サテライトオフィス）
〒260-0028
千葉県千葉市中央区新町1-17
JPR千葉ビル8階
TEL：043-215-8360 FAX：043-215-8361
- 東京ウエスト
〒182-0024
東京都調布市布田4丁目6番地1
調布丸善ビル3階
TEL：042-441-2191 FAX：042-441-2192
- 富士吉田（計算センター）
〒430-0016
山梨県富士吉田市松山4丁目3-14
アークフジ1階3号室
TEL：0555-73-8571
- 名古屋
〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦2-13-30
名古屋伏見ビル9階
TEL：052-746-9313 FAX：052-746-9312
- 大阪
〒564-0063
大阪府吹田市江坂町1-13-33
進和江坂ビル7階
TEL：06-6310-3102 FAX：06-6310-3103
- 福岡
〒810-0042
福岡県福岡市中央区赤坂1-14-22
センチュリー赤坂門ビル6階
TEL：092-717-6650 FAX：092-717-6651

